

画像利用申請書 (『酒がおいしい古伊万里展』)

「公益財団法人戸栗美術館 画像利用要項」に同意の上、下記の通り画像利用を申請します。

《申請者》

申請日	年 月 日
法人名	
部署名	
氏名	
住所	〒 -
電話番号	
E-mail	

《掲載物》

利用目的	
掲載物名	(同一内容を複数の媒体に掲載する場合は漏れなくご記入ください)
発行・公開元	
発行・公開日	年 月 日
発行・公開部数	
定価(有料の場合のみ)	
備考	(特記事項があればご記入ください)

《希望画像》

希望画像にをお願いします。

希望画像	画像番号	画像名
<input type="checkbox"/>	1	染付 幾何学文 瓶
<input type="checkbox"/>	2	染付 猩々文 角樽形瓶
<input type="checkbox"/>	3	染付 龍文 水注・染付 蘭文 杯
<input type="checkbox"/>	4	染付 蘭文 猪口
<input type="checkbox"/>	5	染付 白抜蛸唐草文 鉢
<input type="checkbox"/>	6	展覧会ポスター

《申請書送付・問い合わせ先》

公益財団法人戸栗美術館 広報担当 (FAX : 03-3467-9813/E-mail : kouhou@toguri-museum.or.jp)

公益財団法人戸栗美術館 画像利用要項（抜粋）

（1）画像利用のお申込みから利用終了までの流れ

- ① 「公益財団法人戸栗美術館 画像利用要項」（以下、要項とする。）をご確認の上、必要事項を記入した「画像利用申請書」（以下、申請書とする。）を公益財団法人戸栗美術館（以下、当館とする。）へご提出ください。
- ② 通常、ご申請到着日から1週間以内に利用の可否をお知らせいたします。なお、申込内容により、画像利用をお断りする場合がありますことをご了承ください。
- ③ 利用可の場合は、画像データを送付します。
- ④ 公開前に事前の内容確認をさせていただきますので、必ず一度当館に校正用の原稿等をお送りください。
- ⑤ 公開時に見本をご提出ください。
- ⑥ 利用後は、速やかに画像データならびに中間生成物等を消去または廃棄してください。

（2）作品の部分利用やトリミング

元の画像のイメージを傷つける利用はできません。部分利用やトリミングを予定している場合は、利用態様の確認が必要となりますので、事前にお問い合わせください。なお、作品画像の部分利用やトリミングを行う場合は「部分」と明示し、全体図も掲載または表示するようにしてください。

（3）利用許諾の範囲

画像の利用許諾は、原則として日本国内における非独占的な利用権とし、申請書に記載された利用者、利用目的、利用期間、利用方法等に限定します。利用期間については、利用許諾後1年間を限度とします。この間、利用条件の変更等がある場合は必ずお知らせください。

（4）利用制限および利用停止

下記の事項に抵触する利用はできません。万一下記の事項に抵触する利用をされた場合は、利用許諾を取り消し、利用を差し止めます。これにより損害が生じた場合には、その損害を申請者に賠償していただきます。また、以後の画像利用はお断りいたします。

- ① 公序良俗に反する記事・映像への利用
- ② 反社会的・犯罪的な記事・映像への利用
- ③ 戸栗美術館を誹謗中傷する記事・映像への利用
- ④ 戸栗美術館が不利益を蒙る記事・映像への利用
- ⑤ 戸栗美術館の許諾を得ない画像の改変利用
- ⑥ さらなる第三者への画像の提供
- ⑦ 申請利用目的以外への画像利用

（5）必要な表示

利用目的物には、当館の指定するクレジット（作品の場合は「作品名」「やきもの名称または作者等」「製作年代」「大きさ」「収蔵館名」等）を記載するとともに、許可なく複製することを禁止する旨を明示してください。万一、クレジット表示が誤っていた場合は、速やかに再版・再放送以降の修正をお願いいたします。テレビ番組等の映像で作品画像を使用する場合、画像が映るのと同時にクレジットを表示してください。

（6）画像の説明等

クレジットや画像の説明等については、十分に確認の上、掲載または表示してください。公開前に事前の内容確認をさせていただきますので、必ず一度当館に校正用の原稿等をお送りください。

（7）見本のご提出および利用報告

画像を利用した場合、印刷物等の複製物の見本、または利用実態がわかるものを1部ご提出ください。

（8）貸出画像等の管理

保管されている画像データおよび中間生成物等については厳重に管理し、ご利用後、速やかに消去または廃棄してください。

（9）目的外利用の禁止

画像の二次利用および転載はお断りいたします。ただし、制作物の内容が変わらないものを実質的に同様に利用する場合（書籍・雑誌または教科書・教材において同一内容の再版や電子書籍化、テレビ番組等における同一内容の再放送など）については、事前の申請があった場合には原則として許可いたしますので、個別にご相談ください。また、利用申請書に記載された利用目的等の範囲を超えて利用した場合、または要項に違反し、または違反するおそれがある場合には、利用許諾を取り消し、利用を差し止めます。これにより損害が生じた場合には、その損害を申請者に賠償していただきます。また、以後の画像利用はお断りいたします。

（10）関連法規の遵守

利用にあたっては著作権法等、関連法規を遵守してください。

本要項は令和七年12月20日から適用されます。